# 5 方針の実現に向けて



# (1)推進体制

# ① 組織同士の連携

平坦地の緑づくりを積極的に推進していくためには、行政が担う 範囲だけでは限界があります。そこで、県民、CSOなどの各種団 体、企業及び行政が相互に協力し、ともに平坦地の緑づくりに向け、 それぞれに求められる役割を果たすことが重要になります。

このため、県民、各種団体、企業、行政などが果たすべき役割を最大限に発揮できる連絡体制を確立し、組織同士の連携を図ります。

# <推進体制の概念図>

- ●住宅等周辺の緑化
- ●庭木・生け垣等の維持管理
- ●CSO等の緑化活動への参加
- ●緑化イベント等への参加
- ●緑の募金等への協力

- ●公共的施設、鎮守の森等の緑化
- ●緑化箇所の維持管理
- ●地域の緑化活動の計画・実施
- ●貴重な緑の保全活動
- ●緑を守り育てる人材の育成



- ●公共事業・公共施設周辺の緑化
- ●緑化箇所の維持管理
- ●緑化事業の計画・実施
- ●緑化イベント等の開催
- ●緑化に関する情報収集・提供

- ●事業所・工場等周辺の緑化
- ●緑化筒所の維持管理
- ●緑化イベント等への協力
- ●緑の募金等への協力

# 5 方針の実現に向けて

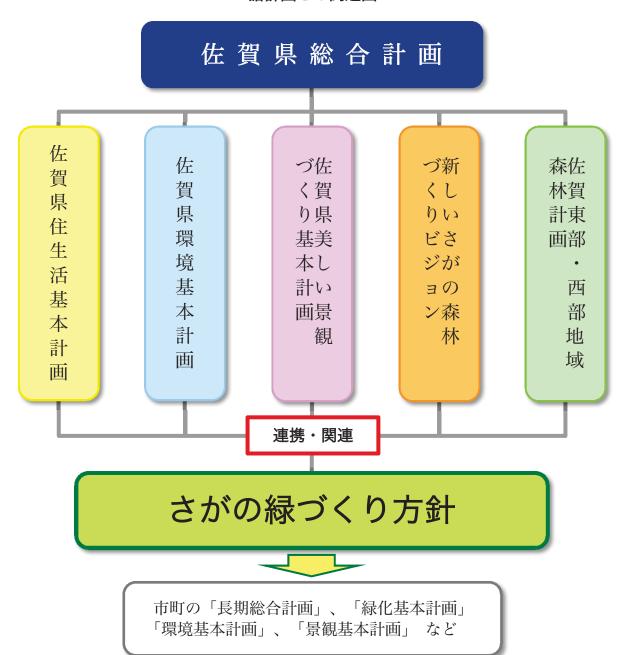


# ② 他の計画等との連携

平坦地の緑づくりを計画的に推進していくため、他の計画等との 連携を図ります。

また、市町の「緑の基本計画」等の緑化に関する計画については、 本方針を参考にして作成するものとします。

# <諸計画との関連図>





## 緑の県土づくり方針検討委員会設置要綱

#### (名称)

第1条 この委員会は、「緑の県土づくり方針検討委員会(以下、「委員会」という。)」 と称する。

#### (目的)

第2条 委員会は、地域の景観に配慮した緑づくりを推進するにあたり、具体的に緑化を推進する地域の選定、緑化の基準、緑化推進の施策などを明確にした新たな方針を策定するため、必要な事項について審議することを目的とする。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、有識者、関係団体、県民代表の8名をもって 組織する。
- 2 委員長は、委員会において委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

#### (委員会)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の座長は、委員長が行い、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員会の庶務は、農林水産部森林整備課において処理する。

#### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を 失う。

### 別 表

### 緑の県土づくり方針検討委員会名簿

区分	所 属 名	役職名	氏 名
学識経験者	佐賀大学全学教育機構	教 授	五十嵐勉
于邮件积有	久留米工業大学工学部	教 授	大森 洋子
有識者	日本樹木医会佐賀県支部	樹木医	貞島 昭二
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀県女性農村アドバイザー会	会 長	猪ノ口操
関係団体	佐賀県造園協同組合	青年部長	山田 卓也
(利尔凹冲	公益財団法人 さが緑の基金	事務局長	古田 力
県民代表	佐賀県女性団体連絡協議会	会 長	山﨑 和子
<b>界氏八衣</b>	NPO法人みんなの森プロジェクト	主 任	油布 加菜美

委員長:五十嵐 勉 副委員長:大森 洋子



## 緑の県土づくり方針検討委員会での検討内容及び結果等

## ■第1回緑の県土づくり方針検討委員会

日時:平成28年7月25日(月)10:00~12:00

場所:県庁新行政棟 4 F 特別会議室B

内容:・緑の県土づくり方針検討委員会について

· 委員紹介、委員長選出

・新たな緑化推進方針の内容検討について

・今後のスケジュールについて

## ■第2回緑の県土づくり方針検討委員会

日時:平成28年12月20日(火)10:00~12:00

場所:グランデはがくれ 2F 多良の間 内容:・新たな緑化推進方針(案)について

・今後のスケジュールについて

## ■第3回緑の県土づくり方針検討委員会

日時:平成29年3月24日(金)10:00~12:00

場所:自治会館 4F 中会議室B

内容:・新たな緑化推進方針(案)の決定について



### ■その他

- ・市町アンケート調査 (H28.7.1~7.13)
- ・県民アンケート調査(H28.8.15~8.31)
- ・緑化ボランティア団体アンケート調査 (H28.8.18~9.9)
- ・幼稚園、保育園アンケート調査(H28.8.18~9.9)
- ・緑資源調査 (H28.10.25~H29.2.3)
- ・小学校、中学校アンケート調査(H28.12.22~H29.1.13)



# 平坦地緑化の推進に係る庁内ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 県では、緑の県土づくり方針に基づき、平坦地の緑化を推進しているが、この方針の 策定後10年目を迎えており、県民の生活環境や緑化に対する県民のニーズも変化している。 このため、新たな緑化推進方針の具体的な内容及び公共事業等における緑化の取組を検討 する「平坦地緑化の推進に係る庁内ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」 という。)を設置する。

#### (検討事項)

- 第2条 ワーキンググループでは、下記の事項について検討する。
  - (1) 新たな緑化推進方針の具体的な内容に関すること
  - (2) 公共事業等における緑化の取組に関すること
  - (3) その他、平坦地の緑化推進に関すること

### (会議)

第3条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて森林整備課副課長が招集する。

#### (構成)

第4条 ワーキンググループは、下記の関係各課の職員で構成する。

部 局 名	課・職名
地域交流部	港湾課 副課長
県民環境部	有明海再生・自然環境課 副課長
健康福祉部	福祉課 副課長
	医務課 副課長
(男女参画・こども局)	こども未来課 副課長
産業労働部	企業立地課 副課長
	経営支援課 副課長
農林水産部	農山漁村課 副課長
	農地整備課 副課長
	林業課 副課長
	森林整備課 副課長
	水産課 副課長
県土整備部	道路課 副課長
	都市計画課 副課長
	建築住宅課 副課長
	河川砂防課 副課長
教育庁	教育総務課 副課長

#### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで協議のうえ定める。

## 附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行し、平成29年3月31日までとする。



# 「さがの樹」認証制度

県では、優良な県内産の緑化樹木を供給するため、生産履歴管理システムを構築し、「さがの樹」の普及と積極的な利用を図っています。



- 41 -







県では、自然環境や生態系の保全、生物多様性の観点から、県内に自生している優良な広葉樹を母樹として、そこから採取した種子で生産した苗(60種類)を「さがの樹」に認定しています。

番号	樹木名	常緑・ 落葉別	番号	樹木名	常緑・ 落葉別	番号	樹木名	常緑・ 落葉別	番号	樹木名	常緑・ 落葉別
1	アカガシ		16	ヤマモモ	常緑高木	31	ウワミズザクラ		46	ミズキ	
2	アラカシ		17	ウバメガシ		32	エノキ		47	ミズメ	
3	イスノキ		18	カクレミノ		33	カツラ		48	ムクノキ	落葉 高木
4	イチイガシ		19	サザンカ		34	キハダ		49	ヤマガキ	1.4.1
5	ウラジロガシ		20	ソヨゴ	常緑	35	クヌギ		50	ヤマザクラ	
6	クスノキ		21	モチノキ	小高木	36	クマシデ		51	エゴノキ	
7	クロガネモチ		22	モッコク		37	クリ (野生種)		52	コハウチワカエデ	
8	シラカシ	常緑 高木	23	ヤブツバキ		38	ケヤキ	落葉 高木	53	シラキ	
9	シロダモ	1.4.1	24	ユズリハ		39	コナラ	,,,,	54	タムシバ	1111.
10	スダジイ		25	シャシャンボ	常緑低木	40	コブシ		55	ヒメシャラ	落葉 小高木
11	タブノキ		26	アカシデ		41	センダン		56	ヤシャブシ	3 11311
12	ツブラジイ		27	アキニレ		42	ナンキンハゼ		57	ヤマハゼ	
13	ナナミノキ		28	イチョウ	落葉 高木	43	ネムノキ		58	ヤマボウシ	
14	マテバシイ		29	イヌシデ	1-971	44	ハネミイヌエンジュ		59	リョウブ	
15	ヤブニッケイ		30	イロハモミジ		45	ホオノキ		60	ガマズミ	落葉低木



# 県木・市町の木

県や市町では、それぞれの地域や風土継承に由来するものなど、県や 市町のシンボルとして、県木・市町の木を制定しています。

都道府県名	県木	県担当課 (連絡先)
佐 賀 県	クス	森林整備課 0952-25-7136

市町名	市町の木	市町担当課 (連絡先)	市町名	市町の木	市町担当課 (連絡先)
佐賀市	イチョウ	緑化推進課 0952-40-2183	吉野ヶ里町	さざんか	農林課 0952-37-0347
唐 津 市	松	まちづくり課 0955-72-9250	基山町	つつじ	産業振興課 0942-92-7945
鳥 栖 市	モチノキ	維持管理課 0942-85-3563	上峰町	*************************************	産業課 0952-52-7415
多久市	かえで	農林課 0952-75-4825	みやき町	<sup>サクラ</sup> 桜	産業課 0942-96-5534
伊万里市	マキ	農山漁村整備課 0955-23-2591	玄 海 町	****** <b>準</b>	産業振興課 0955-52-2199
武雄市	クスノキ	農林課 0954-23-9935	有 田 町	いちょう・ 縄文あらかし	農林課 0955-46-5616
鹿島市	きんもくせい	農林水産課 0954-63-3413	大 町 町	きんもくせい	農林建設課 0952-82-3151
小 城 市	サクラ <b>桜</b>	農林水産課 0952-37-6125	江 北 町	もちの木	産業課 0952-86-5615
嬉 野 市	*************************************	農林課 0954-66-9119	白 石 町	<sup>サクラ</sup> 桜	農村整備課 0952-84-7122
神埼市	紅葉	林業課 0952-59-2111	太 良 町	ヒノキ	農林水産課 0954-67-0315

# 緑づくりに関する問合せ窓口



# 行政

所 属 名	所 在 地	連絡先
佐賀県庁 森林整備課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	電話番号 0952-25-7136 FAX番号 0952-25-7312 Eメール shinrinseibi@pref. saga. lg. jp
佐賀中部農林事務所	〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1	電話番号 0952-31-3284 FAX番号 0952-33-4579 Eメール chuubunourin@pref. saga. lg. jp
東部農林事務所	〒842-0007 神埼市神埼町鶴3542	電話番号 0952-55-9762 FAX番号 0952-53-0335 Eメール toubunourin@pref. saga. lg. jp
唐津農林事務所	〒847-0861 唐津市二タ子3-1-5	電話番号 0955-73-9348 FAX番号 0955-75-0578 Eメール karatsunourin@pref. saga. lg. jp
伊万里農林事務所	〒848-0041 伊万里市新天町122-4	電話番号 0955-23-6158 FAX番号 0955-23-0057 Eメール imarinourin@pref. saga. lg. jp
杵藤農林事務所	〒849-1312 鹿島市大字納富分2643-1 (鹿島新世紀センター内)	電話番号 0954-63-5116 FAX番号 0954-62-5159 Eメール kitounourin@pref. saga. lg. jp
佐賀県林業試験場	〒840-0212 佐賀市大和町池上3408	電話番号 0952-62-0054 FAX番号 0952-51-2013 Eメール ringyoushiken@pref. saga. lg. jp

# 団体等

所 属 名	所 在 地	連絡先
公益財団法人 さが緑の基金 (緑化相談室)	〒840-0212 佐賀市大和町池上3408 (佐賀県林業試験場内)	電話番号 0952-37-9899 FAX番号 0952-37-9895 Eメール midorijimukyoku003@cronos. ocn. lg. jp
さが森林づくり活動 支援センター	〒840-0543 佐賀市富士町大字古場 1148-1 (21世紀県民の森 森林学習展示館内)	電話番号 0952-57-2237 FAX番号 0952-57-2237 Eメール moripro@po3. bunbun. ne. jp